

保険補償概要

「S. O. S. 1000」の交通傷害保険（日常生活賠償特約）に関する補償概要は下記のとおりです。

1. 商品のしくみ

- ①傷害事故の範囲
交通傷害
- ②基本となる補償
急激かつ偶然な外来の事故によるケガの補償（交通事故によるケガ）
- ③主な特約
日常生活賠償特約

2. 用語の説明

○交通傷害とは

交通事故等によるケガとは、次の(1)～(4)のケガをいいます。

- (1) 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ
- (2) 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
- (3) 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用している工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等によって被ったケガ
- (4) 交通乗用具の火災によって被ったケガ

○交通乗用具とは

汽車、電車、モノレール、ケーブルカー、自動車（スノーモービルを含みます）、原動機付自転車、自転車、そり、身体障害者用車いす、ベビーカー、航空機、ヨット、モーターボート、水上オートバイ、エレベーター、エスカレーター等をいいます。

3. 事故例

自転車走行中に転倒したケガ、オートバイにぶつけられたケガ、駅構内（改札口の内側）の階段で転んだケガなど

4. 被保険者の範囲

- ①被保険者本人としてご加入できる方は、「S. O. S. 1000」に会員登録している日本在住の方となります。
- ②日常生活賠償特約における被保険者は本人の方となります。

5. 基本となる補償等

1) 基本となる補償

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害入院保険金	事故の発生の日からその日を含めて90日以内に入院した場合に、傷害入院の日数に対して、1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。ただし、1事故につき、90日を限度とします。また事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院に対しては保険金はお支払いしません。	・ 交通乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ・ 職務として交通乗用具への荷物等の積み込み作業、積卸し作業、整理作業をしている間のケガ
	入院日額 3,000円	
傷害手術保険金	事故発生日からその日を含めて90日以内に約定所定の手術を受けた場合に、1回の手術について、次の額をお支払いします。	・ 職務として交通乗用具の修理、
	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍	

<p>傷害通院保険金</p>	<p>事故の発生の日からその日を含めて60日以内に通院(往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます)した場合に、傷害通院の日数(実際に通院した日数のみになります)に対して、1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、30日を限度とします。また事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(60日)が満了した日の翌日以降の傷害通院に対しては保険金はお支払いしません。</p> <p>通院日額 1,000円</p>	<p>点検、整備、清掃の作業をしている間のケガ</p> <p>・ グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ</p> <p>など</p>
----------------	--	---

※既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

2) 主な特約の概要

<p>日常生活賠償</p>	<p>日本国内または国外において発生した次の事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合、または日本国内において発生した次の事故で、被保険者が電車等を運行不能にさせ法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いする特約です。</p> <p>①被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>※住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。</p> <p>お支払い限度額 100,000,000円</p>
---------------	---

6. 保険補償の開始時期

保険補償の開始時期は、「S. O. S. 1000」に会員登録をされた月の翌々月から開始されます。
 ※退会されると自動的に保険補償は消滅します。

7. 各保険のお問合せ

各保険のお問合せは「S. O. S. 1000」会員登録後、マイページの「保険のお問い合わせ」でご確認ください。

8. 引受保険会社

MS&AD

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社